

平成 19 年 3 月 20 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県情報公開運営審議会
会 長 磯 部 力

第 12 期神奈川県情報公開運営審議会の審議状況について（報告）

神奈川県情報公開運営審議会は、第 12 期（平成 17～18 年度）の任期の満了を迎えるに当たり、これまでの審議状況を取りまとめ、報告いたします。

1 はじめに

当審議会は、神奈川県情報公開条例（平成 12 年神奈川県条例第 26 号。以下「条例」という。）に基づき、情報の公開に関する制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議するため、知事から委嘱を受けた 16 名の委員によって構成されています。

平成 17 年 3 月の前期審議会の答申「県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の充実について」において、今後更に検討すべき課題とした非公開事由としての個人情報及び法人情報については、基本的に県行政に関する情報とは異なり、県民に関する情報であることから、公開範囲の拡大による影響が大きいため、より慎重な検討が必要であるとしました。そこで、今期は、個人情報及び法人情報の公開範囲の拡大について、具体的な事例に基づき審議を行いました。なお、今期の審議の経過は、別紙のとおりです。

2 個人情報の公開範囲の拡大について

個人識別型により非公開とされている個人情報について、プライバシー型とすることにより、その公開範囲を拡大できるのではないかという考え方があることから、以下この点について検討します。

(1) 個人識別型とプライバシー型

- 非公開事由としての個人情報の規定の仕方は、個人識別型とプライバシー

型に大別されます。

- ・ 個人識別型は、プライバシーの範囲が必ずしも明確でないことから、特定の個人が識別できる情報をいったんすべて個人情報とした上で、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（以下「公知情報」という。）など、一定の情報を除いたものを個人情報とします。
- ・ プライバシー型は、特定の個人が識別できる情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるものに限定して、個人情報とします。

○ 個人識別型とプライバシー型の規定例は、次のとおりです。

なお、全都道府県のうち、個人識別型を採用している団体は43団体、プライバシー型を採用しているのは4団体です。

区 分	規 定 の 内 容	備 考
個人識別型	<p>個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報</p> <p>イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報</p>	43 団体

	エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報 (本県の条例)	
プライバシー型	個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの (北海道の条例)	北海道 大阪府 京都府 兵庫県

(2) 個人識別型とプライバシー型とで非公開範囲が異なる事例

<p><検討事例></p> <p>1 申請書や届出書等に記載された法人等の従業員の氏名、印影、電話番号等</p> <p>2 個人が県に売却した土地の価格に関する情報</p>
--

(事例1の検討結果)

- 事例1は、個人識別型では、特定の個人が識別できることから、個人情報に該当し、非公開となります(参考 本県情報公開審査会〔以下「本県審査会」という。〕答申第280号)。また、プライバシー型においても、個人の職業に関する情報であり、通常他人に知られたくない情報であると考えられることから、個人情報に該当し、非公開となります(参考 逗子市情報公開審査委員勧告)。

(事例2の検討結果)

- 事例2は、土地買収価格の算定が公示価格を規準として算定されている場合又は近傍類地の取引価格等を考慮して算定されている場合には、当該買収価格は、個人識別型では、公知情報であると考えられ、個人情報ただし書(本県の場合、条例第5条第1号ただし書イ)に該当して公開となります(参考 平成17年10月11日最高三小判「奈良県公文書非公開決定処分取消等請求事件」)。また、プライバシー型においても、一般人であればおよその見当をつけることができる一定の範囲内の客観的な価格であると考えられ、私事の性質が強くないことから、個人情報には該当せず、公開となります(参考 平成17年7月15日最高二小判「名古屋市土地開発公社取得価格等非

公開決定処分取消請求事件」)。

(参考)

- 本県審査会答申「火薬類（煙火）消費許可申請書等一部非公開の件」（平成17年8月10日答申第280号）

特定の個人に対する連絡先として記載された携帯電話番号のうち、特定の法人の代表者の携帯電話番号を除いたものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるので、本県条例第5条第1号本文に該当する。

- 平成16年12月27日逗子市情報公開審査委員勧告「煙火消費届出書等一部非公開の件」
 - ・ 逗子市では、条例の個人情報の解釈について、平成14年11月1日から、情報の内容が私的な領域に含まれず、真に個人情報として保護すべき情報とはいえないものは、同号にいう「個人情報」に該当しないものと解することとしている。
 - ・ 業務用の携帯電話といえるかは疑問である。むしろこれらの文書の性質上、当日確実にかつただちに連絡の取れる電話番号を書く必要があり、個人として用いている携帯電話番号を記載せざるを得なかった可能性は少なくないと思われる。それでも、自ら携帯電話番号を書いて提出したのだから、公開を容認すべきだという考え方もありえよう。しかし、この業務に必要と判断して記載したとしても、携帯電話がその後も私的に使い続けられる場合を想定すると、長期にわたり自己のプライバシーの入り口である携帯電話番号を何人に対しても公開される状態が続くこととなる。それは私的な領域の情報の公開に他ならず、妥当ではない。よって、携帯電話番号は、専ら業務上用いられるものであると認められる場合や既に公知になっている場合を除き、非公開とすべきである。

* 逗子市情報公開条例（平成13年条例第3号）第5条第2項第1号

「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。（以下略）」

(注) 逗子市の条例は個人識別型であるが、解釈により実質的にプライバシー型の運用をしている。

- 「奈良県公文書非公開決定処分取消等請求事件」（平成17年10月11日最高三小判・平成15年（行ヒ）第295号、296号）

前記事実関係等によれば、上記買収価格については、公払法7条の適用があるものとされ、当該土地が地価公示法2条1項の都市計画区域内に所在するときは、同法6条の規定による公示価格を規準として算定した価格、すなわち、当該土地と同法2条1項の標準地との位置、地積、環境等の土地の客観的価値に作用する諸要因について比較して、標準地の公示価格と当該土地の買収価格との間に均衡を保たせるように算定した価格としなければならない、当該土地が上記都市計画区域以外の区域内に所在するときは、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した当該土地の相当な価格、すなわち、正常な取引価格としなければならないとされているというのであるから、いずれも売買の当事者間の自由な交渉の結果が上記買収価格に反映することは比較的少ないものというべきである。そして、当該土地が公社に買い取られた事実については不動産登記簿に登記されて公示されるものである上に、当該土地の価格に影響する諸要因、例えば、駅や商店街への接近の程度、周辺の環境、前面道路の状況、公法上の規制、当該土地の形状、地積等については、一般に周知されている事項か、容易に調査する

ことができる事項であるから、これらの価格要因に基づいて公示価格を規準として算定した価格又は近傍類地の取引価格等を考慮して算定した相当な価格は、当該土地の客観的性状から推認し得る一定の範囲内の価格であって、一般人であればおよその見当をつけることができるものということができる。そうすると、5の記載部分に関する情報は、性質上その内容が不特定の者に知られ得る状態にあるものとして、公表することがもともと予定されているものということができるから、本件条例10条2号イの「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」に当たり、同号所定の非開示情報に該当しないというべきである。

* 奈良県情報公開条例（平成8年奈良県条例第28号。平成13年奈良県条例第38号による全部改正前のもの。）第10条第2号

「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア 法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報 イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報 ウ 法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」

○ 「名古屋市土地開発公社取得価格等非公開決定処分取消請求事件」（平成17年7月15日最高二小判・平成15年（行ヒ）第250号）

前記事実関係等によれば、上記取得価格は、公有地の拡大の推進に関する法律7条の適用があるものとされ、当該土地と地価公示法2条1項の標準地との位置、地積、環境等の土地の客観的価値に作用する諸要因について比較して、標準地の公示価格と当該土地の取得価格との間に均衡を保たせるように算定されたというのであるから、売買の当事者間の自由な交渉の結果が上記取得価格に反映することは比較的少ないものというべきである。そして、当該土地が公社に買い取られた事実については不動産登記簿に登録されて公示される性質のものである上、当該土地の取得価格に影響する諸要因、例えば、駅や商店街への接近の程度、周辺の環境、前面道路の状況、公法上の規制、当該土地の形状、地積等については、一般に周知されている事項か、容易に調査することができる事項であるから、これらの価格要因に基づいて公示価格を規準として算定した価格は、一般人であればおよその見当をつけることができる一定の範囲内の客観的な価格であるということができる。そうすると、上記取得価格をもって公社に土地を買収されたことは、個人地権者にとって、私事としての性質が強いものではなく、2の情報も、性質上公開に親しまないような個人情報であるということからはできないから、本件条例9条1項1号所定の非公開情報に該当しないというべきである。

* 名古屋市公文書公開条例（昭和61年名古屋市条例第29号）第9条第1項第1号

「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」

(3) 個人識別型とプライバシー型とで非公開範囲が異なりうる事例

＜検討事例＞

県が実施する懇談会等の参加者のうち、法人等の職務として参加している従業員の氏名

(検討結果)

- 従業員の懇談会等への参加が、法人等の行為そのものと評価される行為と認められる場合、個人識別型では個人情報ではないと考えられますが、そうでない場合には個人情報として非公開となります（参考 平成15年11月11日最高三小判「大阪市食糧費非公開決定処分取消請求事件」）。
- 従業員が懇談会等に職務として参加している場合、プライバシー型では、従業員の参加は私事としての性質が希薄であり、また、通常他人に知られたくない情報と認められないことから、個人情報には該当せず、公開となります（参考 平成16年2月13日最高二小判「公文書一部非公開処分取消請求事件」）。

(参考)

- 大阪市食糧費非公開決定処分取消請求事件（平成15年11月11日最高三小判・平成10年（行ヒ）第54号）
本件条例6条2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものについては、同号ただし書所定の除外事由に当たるものを除き、これが記録されている公文書を公開しないことができると規定している。同号にいう「個人に関する情報」については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。そして、法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報は、職務の遂行に関する情報ではあっても、当該行為者個人にとっては自己の社会的活動としての側面を有し、個人にかかわりのあるものであることは否定することができない。そうすると、上記の職務の遂行に関する情報も、原則として、同号にいう「個人に関する情報」に含まれるというべきである。
もともと、同条は、2号において「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外した上で、3号において「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」と定めて、個人に関する情報と法人等に関する情報とをそれぞれ異なる類型の情報として非公開事由を規定している。これらの規定に照らせば、本件条例においては、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての

非公開事由が規定されているものと解するのが相当である。したがって、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、同条2号の非公開情報に当たらないと解すべきである。そして、このような情報には、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報が含まれると解するのが相当である。

＊ 大阪市公文書公開条例（昭和63年条例第11号）第6条第2号

「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。（以下略）」

○ （京都市交通局協議等経費支出決定書）公文書一部非公開処分取消請求事件（平成16年2月13日最高二小判・平成13年（行ヒ）第18号）…Ⅰ

（京都市清掃局会合支出決定書）公文書一部非公開処分取消請求事件（平成16年2月13日最高二小判・平成13年（行ヒ）第8号）…Ⅱ

- ・ 本件条例8条1号は、個人識別情報のうち公開しないことが正当である私事に関する情報が記録されている文書を公開しないこととしているものである。…Ⅰ・Ⅱ
- ・ 民間法人の従業員が当該法人の事業に関する調査等のために市交通局との飲食を伴う協議等に参加したことに関する情報であって、氏名等により特定の個人が識別されるものである。しかし、上記出席は、使用者の指揮命令の下に職務として行われたものであり、また、上記協議等の目的からしても、上記協議等に参加したことは、従業員にとって私事としての性質が希薄であり、公開しないことが正当である私事に関する情報に当たるといえることはできない。したがって、上記情報は、同号所定の非公開情報に該当しないというべきである。…Ⅰ
- ・ 会合は、清掃事業に係る団体の職員が清掃工場の各種機器の性能検査等を実施した際に、各種機器の内容、状態等について協議するために開催されたものであるから、上記職員の上記会合への出席に関する情報は、公開によりその者の職業ないし職務上の地位が判明することを考慮しても、個人識別情報のうち公開しないことが正当である私事に関する情報に当たるといえることはできない。…Ⅱ

＊ 京都市公文書の公開に関する条例（平成3年京都市条例第12号）第8条第1号

「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、公開しないことが正当であるものと認められるもの」

(4) 個人識別型の個人情報ただし書について（本県条例第5条第1号ただし書イ）

本県条例第5条第1号ただし書イの規定は、特定の個人が識別できる情報をすべて個人情報とした上で、公知情報を、非公開の個人情報から除いています。この規定は、非公開範囲が不必要に拡大することを避ける機能を果たしています（参考 本県審査会答申第232号及び第234号）。

(参考)

○ 本県審査会答申「急傾斜崩壊工事施工同意書一部非公開の件」（平成17年2月7日

答申第 232 号)

(住民が要望する工事箇所を示すために同意書に記載した他の住民の氏名について、) 本件行政文書の対象となった特定の急傾斜地崩壊防止工事に関する住民説明会において配布されているにとどまらず、他の住民をも含む特定の自治会全体において回覧されており、また工事の着工に際しては、工事を知らせる看板に本件非公開情報が記載されていることから、不特定多数の者が知り得る状態に置かれていたことが認められる。したがって、本件非公開情報は、一般に公にされているものと解され、慣行として公にされている情報であると認められるので、同号ただし書イに該当すると判断する。

- 本県審査会答申「海岸保全区域一時使用届等一部非公開の件」(平成 17 年 2 月 7 日 答申第 234 号)

海岸使用届の連絡先に記載された本件社員氏名は本件煙火打上げに関して本件株式会社の連絡先として記載されたものであり、また、添付書類のうち、花火打上のお知らせは本件株式会社が町内会長あてに提出した本件煙火打上げに関する案内文書であることが認められる。花火打上のお知らせに記載された本件社員氏名の欄には連絡先とは記載されていないが、記載されている内容からすると、本件社員氏名は本件煙火打上げに関して本件株式会社を代表するものとして記載されており、海岸使用届の連絡先とともに本件煙火打上げに関する問合せ等の担当者として公にされているものと解される。したがって、本件社員氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると判断する。

(5) まとめ

- 以上の検討事例をみると、個人識別型とプライバシー型とでは、以下の理由により、個人情報の非公開範囲に明らかな差は認められません。
 - ・ 個人識別型でも、(3)の事例のように、そもそも個人情報には該当しない場合も考えられること。また、(4)の参考本県審査会答申のように公知情報に該当することなどにより、特定の個人が識別される情報のすべてが非公開となっているわけではないこと。
 - ・ プライバシー型でも、プライバシー概念の外延が明確ではなく、プライバシーの範囲が限定的に解されているわけではないこと。
- したがって、個人識別型により非公開とされている個人情報については、プライバシー型としなければ、その公開範囲を拡大できないというものではないため、本県条例の改正や解釈の変更は、必要ないと考えられます。
- なお、実施機関におかれては、非公開範囲を不必要に拡大することのないよう条例第 5 条第 1 号ただし書イの規定の適正な運用が望まれます。

3 法人情報の公開範囲の拡大について

法人が一般に公にしないことを望むと考えられる情報について、条例第5条第2号の規定を厳格に適用することにより公開範囲を拡大できるのではないかとという観点から、以下の事例について検討します。

* 本県条例第5条第2号

「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」

(1) 法人の印影

<検討事例>

宗教法人の規則認証申請書にある代表役員の印影について、実施機関は、次の理由により、非公開と判断した。

- ① 当該印影は、商業登記法第12条の規定により、誰でも証明書を交付請求できるものではないこと。
- ② 印影は、宗教法人の内部管理に関する情報であること。
- ③ 公開すると偽造されるおそれがあること。

(検討結果)

- 法人の代表者の印影は、本来、外部に対して使用することが予定されていること、印影は公開された文書の真偽の確認に役立つこと及び印影の公開と印章の偽造は直接的な関係にないことから、原則として公開すべきものと考えられます（参考 本県審査会答申第281号）。

(参考)

- 本県審査会答申「事業所建築確認申請書一部非公開の件」（平成17年10月20日答申第281号）

印影の公開と印章偽造等の犯罪行為との関連は直接的なものではなく、また、本件申請者及び本件設計者の氏名はすでに公開されているので、本件印影を公開することにより、本件申請者及び本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第5条第2号本文に該当しない。

* 商業登記法第12条第1項

「第20条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人、破産法（平成16年法律第75号）の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財

人若しくは保全管理人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 12 年法律第 129 号）の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。」

(2) 法人が地域住民等に公表した情報

<検討事例>

請求文書は、ある法人の事業計画（食品残さを原料とする堆肥の生産販売）に反対する団体から県に提出された陳情書である。同陳情書には、同法人が住民説明会で説明した、事業計画に係る取引先の名称、工場建設費用金額（約 3 億円）、借入金額（建設費用の約 8 割）及びその返済期間（10年）等の情報が記載されている。

実施機関は、住民説明会の参加者は40人程度であり、同法人は当該情報が広く知れ渡ることを容認しているとは認められないことを理由として、非公開とした。

(検討結果)

- 住民説明会が実質的に不特定多数の者に公開されているのであれば、結果として、参加者が少数であったとしても、住民説明会で同法人が説明した内容は、公表されたものと考えることが可能です。
- 実施機関が諾否決定を行うに当たっては、同法人に意見提出の機会を付与することが望まれますが、同法人の意見が公開に反対であったとしても、地域社会に影響を及ぼすような事業計画に関する情報は、法人の社会的責任から考えて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないものと判断して、原則として公開できると考えられます（参考 本県審査会答申第285号）。

(参考)

- 本県審査会答申「特定の墓地拡張計画に係る理由書一部非公開の件」（平成 17 年 11 月 29 日答申第 285 号）
神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第 4 条第 3 項において、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「墓地条例」という。）第 5 条第 2 号に定める近隣住民等の範囲を、「墓地等の境界線から水平投影面における最短の距離で 110 メートル以内」と規定されていることから、墓地の拡張計画においても、特定の宗教法人は、この範囲の近隣住民等に対し説明会を開催し、その報告書を知事に提出しており、同報告書には、本件墓地の現状及び必要墓地数の大半が説明会で近隣住民等に説明された旨記載されていることが認められる。

墓地条例第5条第2号が、当該墓地等の近隣住民等に対して、墓地等経営計画の概要について説明会を開催しなければならないことを規定している趣旨は、墓地の経営が公益性を有すると同時に、近隣住民等の迷惑となる可能性があることから、墓地を経営しようとする者に近隣住民等への説明責任を課したものであると解される。

墓地条例第5条第2号の趣旨から考えると、同号に規定する説明会において説明すべき情報を公開しても、本件宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、本件墓地の現状及び必要墓地数は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

＊ 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例第5条第2号

（墓地を営しようとする者は、）「墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者等で規則で定めるもの（以下「近隣住民等」という。）に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項について知事に報告しなければならない。」

(3) 法人が提供する商品・サービスに関する情報

<検討事例>

各医療機関が法令に基づき、保健所に提出したエックス線装置設置届に記載された「医療機関の名称、エックス線装置の製作者名、形式及び台数」について、実施機関は、公開すると、エックス線装置に関する医療機関ごとの一覧表を公開することと同様の結果となり、利用者による医療機関の評価につながることから、法人の競争上の地位を害するおそれがあると判断し、非公開とした。

(検討結果)

- 法人の提供する商品・サービスに関する情報は、消費者の選択に必要かつ重要な情報であることから、消費者保護や法人の受けるおそれのある不利益等を総合的に判断して、諾否決定を行うことが必要です。
- この場合、法人の社会的責任から考えて、次の要件のいずれをも満たす情報については、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと判断して、原則として公開することができると考えられます（参考 本県審査会答申第263号）。
 - ① 個人の生命・身体に関わる事業分野（医療、食品、介護、福祉等）における情報
 - ② 法令等で公表義務が定められている情報に類する情報若しくは影響を与える情報又は消費者が法人の事業所等において確認できる情報

(参考)

○ 本県審査会答申「温泉利用施設概要一部非公開の件」(平成17年5月23日答申第263号)

① 循環ろ過装置及び昇温装置の有無について

消費者が商品・サービスを選択する際に、それらの品質に関する情報は必要不可欠であり、泉質に関する情報についても、消費者の選択には欠かせないものである旨の不服申立人の主張は、理解できる。また、温泉法により掲示が義務づけられている温泉成分等の具体的な掲示項目を定めている温泉法施行規則が改正され、温泉成分に影響を与える加水、加温、循環ろ過等の項目を新たに掲示することが、本年5月24日より義務づけられることとなっている。以上のことを考え合わせると、本件旅館等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないと判断する。

② 源泉番号、ゆう出地及びゆう出地別の温泉使用量、温泉使用量及び一人当たり温泉使用量、循環ろ過装置の台数及び能力、昇温装置の台数及び使用方法並びに貯湯槽の有無、台数及び系列について

温泉法施行規則の改正により掲示が義務づけられた項目ではないものの、当該項目に類する情報であり、泉質に影響を与える情報であると認められるので、同様の理由により、条例第5条第2号本文には該当しないと判断する。

(4) 法令等違反に関する情報

<検討事例>

1 ある農地法違反事案の処理に関して作成された行政文書に対する公開請求に対し、実施機関は、転用者の名称、土地所有者(農家)の氏名、違反事実及び是正内容を非公開とした。転用者は、農地造成を目的に建設残土等の搬入を当該土地所有者に承諾させた結果、平成8年に農地法違反の状態を引き起こした。その後、県から農地法に基づく是正勧告を受けた土地所有者が、是正計画を県に提出し、平成15年に是正を完了した。

2 四都県悪質事業者対策会議(埼玉県、千葉県、東京都及び本県で構成)の会議録等に対する公開請求に対し、実施機関は、当該会議録及び配布資料に関する指導を受けた事業者の名称及び所在地を非公開とした。特定商取引法に違反する疑いが二都県以上の地域で認められ、被害の未然防止や拡大防止等のため、二都県以上で指導する必要が認められる場合は、同会議の検討を経て、指導対象事業者が決定されている。

(事例1の検討結果)

- 法人の法令違反に対する行政処分又は法令違反者氏名等の公表のような制裁的な行政指導（以下「行政処分等」という。）を行った場合に、当該行政処分等の内容を公開することで、当該法人の利益が損なわれるおそれがあるとしても、その利益は、非公開として保護すべき正当な利益とはいえないことから、通常、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められません(参考 本県審査会答申第195号及び第187号～第189号)。
- ただし、相当期間が経過した行政処分等の内容については、非公開とする場合があることも考慮すべきです。この場合、行政処分等の根拠となる法令等の趣旨を踏まえて、実施機関において、整合性のある合理的な公開・非公開の基準を策定することが望まれます。なお、法人等であっても、個人と同視できるような場合で、当該個人の名誉や人格に直接関わるような情報については、個人情報として取り扱うべき場合があることに留意すべきです。

(事例2の検討結果)

- 行政処分等に該当しないような行政指導一般については、公開により当該法人の損なわれるおそれのある利益が、保護すべき正当な利益ではないと一概には判断できないことなどから、諾否決定の判断は、より慎重に行うべきと考えられます。ただし、行政指導一般の文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否して、法人の利益を保護することは妥当ではなく、同文書について、保護すべき正当な利益があるか否かを具体的に判断すべきであるといえます(参考 本県審査会答申第262号)。

(参考)

- 本県審査会答申「特定の農地転用違反に関する資料非公開の件」(平成16年10月26日答申第195号)
当審査会において本件行政文書を見分したところ、法人等又は事業を営む個人には、本件違反に意図的に関与していたと考えられるものと意図的には関与していなかったと考えられるものの情報が記載されていることが認められる。このうち、本件違反に意図的に関与していたと考えられる本件税理士は、法令違反を承知の上で、かつ、主導的立場で本件違反に関与していたことが認められる。こうした状況からすると、本件税理士が本件違反に関与していたことが分かる情報は公開されたことにより、仮に不利益を被ったとしても、本件税理士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

- 本県審査会答申「特定の2法人に関する調査確認事項公開、特定の2法人の採石法に係る顛末書及び指導書一部公開及び特定の2法人の採石法に係る指導書公開の件」(平成16年7月12日答申第187号～第189号)

本件公開部分から、実施機関が本件法人に対して行った調査により確認された事実、当該調査の結果を受けて行った是正指導事項、本件法人が行った是正措置、法違反に至った経緯及び再発防止策等が明らかとなる。しかしながら、当該是正指導は、本件法人に対し法を遵守し、再発防止のための対応を実施することを求めているに過ぎず、また、是正措置、法違反に至った経緯及び再発防止策についても、当該行政指導に対する本件法人の対応を記載したものに過ぎないものであるため、当該情報を公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

- 本県審査会答申「特定の保険医療機関に対する個別指導に関する文書非公開（存否応答拒否）の件」(平成17年5月23日答申第262号)

特定の保険医療機関に対する指導及び監査並びに行政処分等の実施の有無並びに実施に関する全文書を、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、取り消すべきである。公開請求書の記載内容から判断すると、その存否を答えるだけでは、指導等の実施の有無が明らかになったとしても、国民健康保険法等に照らして問題のある保険診療請求を行っているか否かまでは明らかにならず、本件病院の社会的信用が低下するおそれがあるとは認められない。

(5) まとめ

- 法人情報の公開範囲の拡大に向けて、前記(1)から(4)のとおり法人情報について、過去の答申を参考に事例検討を行いました。

検討の結果、法人の印影については原則として公開すべきであるとの結論に達しました。また、法人が地域住民等に公表した情報で地域社会に影響を及ぼすような事業計画に関する情報、法人が提供する商品・サービスに関する情報で消費者の選択に必要かつ重要な情報及び法令等違反に関する情報については、一定の要件のもとで、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとの理由から公開することができるとの結論に達しました。

- 実施機関におかれては、上記の検討結果を踏まえて、非公開範囲を不必要に拡大することのないよう条例第5条第2号の規定の適正な運用が望まれます。

4 おわりに

情報公開のあり方については、公開制度の運用実績が積み重ねられる一方で、社会の変化や進展に対応する行政の取り組みに合わせて、前例や現状にとらわれることなく、常に見直しを行い、その改善に努める必要があります。

実施機関におかれては、情報公開請求に対する諾否の決定に際して、当審議会の本報告を踏まえ、さらに、本県審査会答申などの例を参考にして、条例を適正に運用することが望まれます。

第 12 期神奈川県情報公開運営審議会 審議経過

審議会・部会の別	開催日	審議内容
第 75 回情報公開運営審議会	平成 17 年 9 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長、副会長の選出 ・ 第 12 期運営審議会の運営について ・ 第 11 期運営審議会の答申及び報告書について ・ 平成 16 年度情報公開制度の運用状況について ・ 第 12 期運営審議会の審議事項について
第 1 回部会	11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会の運営について ・ 法人情報の公開範囲の拡大について
第 2 回部会	平成 18 年 2 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人情報の公開範囲の拡大について
第 3 回部会	6 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人情報の公開範囲の拡大について ・ 個人情報の公開範囲の拡大について
第 4 回部会	8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 12 期運営審議会報告書（案）について
第 76 回情報公開運営審議会	平成 19 年 2 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 12 期運営審議会報告書（案）について ・ 「条例の解釈及び運用の基準」の見直しについて ・ 「改善方針」に基づく改善策の実施状況について